

学校給食費の公会計化と一括徴収管理制度の導入 ～子供の学びのために～

(令和6年12月)
富士市共同学校事務局

富士市では、令和5年4月から市内小中学校の学校給食費について、学校ごとに管理する制度から、市の会計に組み入れる『公会計』制度へ移行しました。あわせて、私会計である学年費などの学校徴収金とPTA会費についても、市において一括徴収する制度が導入されました。

背景

H29.2 静岡県教育委員会
「静岡県学校給食ガイドライン」
R1.7 文部科学省
「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」

学校から行政への移行
教員業務の負担軽減
↓
『誰が、どのように、
集金するのか』
↓
ステークホルダー間の調整要

学校の現状・課題整理

給食会計に係る業務時間等調査(H30実績)
未納者対応 = 教職員の負担感 大
学校徴収金管理 効率化と透明化が必要
学校徴収金引き落とし口座の限定
業務削減効果を得られる方式での導入を目指す

目指す姿

保護者・学校・行政 メリットがある形に

小中学校の教育の質の向上

チーム学校 マネジメント機能の強化

事務職員の学校経営領域への参画 (移管)

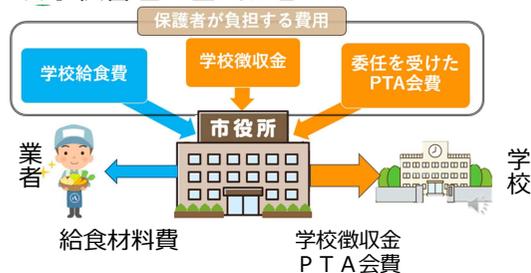
連携

- ・諸課題は、三者が連携して対応
- ・共同学校事務局運営協議会での報告・協議
- ・児童手当充当等、市長部局担当課からの支援協力



流れ

- ・学校給食費は一般会計の歳入科目へ振替
- ・学校徴収金等 (学年費・教育振興費・体育文化費・PTA会費) は各学校管理口座へ振込



概要

教職員と家庭の負担軽減に向けて

保護者の利便性UP

取引金融機関 増
口座振替手数料 公費負担

業務システムの導入により
・効率化・透明化UP
・学校給食の安定的な実施

学校事務の全体業務量の削減により
・授業改善や子供に向き合う時間UP
・会計の不祥事根絶

【多職種による複数の学校マネジメントの集約】

就学援助・生活保護管理

児童手当管理との連携

保護者への納入通知(未納督促)

給食食材購入費支払業務集約

関係規則・要領等の整備



徴収管理 未収管理

徴収情報入力

喫食数管理

保護者への通知(会計)

実務研修の確保

教職員の働き方改革の推進
学校における業務分担の見直し

導入後の成果

- 教頭・教員による徴収・帳簿管理業務の移管、用務員等の金融機関手待時間の縮減
- 学校事務の組織化により、重層化された課題への柔軟な対応 (「富士市保護者負担経費検討委員会」への参画、「学校徴収金に係るインターネットバンキングの利用ルール」の策定等)

- 事務室・給食室の校内ネットワーク体制の整備、推進